



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年10月26日金曜日 第1908号

◇ 目 次 ◇ 規 則

医療法施行細則の一部を改正する規則.....1184

告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の指定.....1197
- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（4件）.....1197
- 解除予定保安林にする旨の通知（3件）.....1199
- 保安林予定森林.....1199
- 同意の成立.....1200
- 道路の供用開始（県道蕪崎土居線）.....1200
- 道路の供用開始（県道上分三島線）.....1200
- 道路の供用開始（県道興居島循環線）.....1200
- 道路の供用開始（県道中山伊予線）.....1201
- 道路の区域変更（県道砥部伊予松山線）.....1201
- 道路の供用開始（ " ）.....1201
- 道路の区域変更（一般国道197号）.....1201
- 道路の区域変更（県道柳沢新谷停車場線）.....1202
- 道路の区域変更（県道大洲長浜線）.....1202
- 道路の区域変更（県道小田河辺大洲線）.....1202
- 道路の供用開始（県道小田河辺大洲線）.....1202
- 道路の供用開始（県道伊延東多田線）.....1203
- 道路の供用開始（一般国道441号）.....1203

- 道路の区域変更（県道玉津港線）.....1203
- 道路の供用開始（ " ）.....1203
- 道路の区域変更（県道後柿之浦線）.....1203
- 道路の供用開始（ " ）.....1204
- 道路の区域変更（県道後柿之浦線）.....1204
- 道路の供用開始（ " ）.....1204
- 愛媛県証紙売りさばき人の指定.....1204

公 告

- 土地（建付地）の売払い.....1205
- 土地の売払い.....1206
- 総合情報システムの借入れ.....1207
- 准看護師試験の施行.....1208
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....1208
- 採石業務管理者試験の合格者の発表.....1208

正 誤

平成19年10月9日付け第1903号中.....1209

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第45号

医療法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月26日

愛媛県知事 加戸守行

医療法施行細則の一部を改正する規則

第1条 医療法施行細則（平成14年愛媛県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
（書類の様式）			（書類の様式）		
第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。			第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。		
項	左 欄	右 欄	項	左 欄	右 欄
1	省令第1条の14第1項の申請書	省略	1	省令第1条第1項の申請書	省略
2	省令第1条の14第5項の申請書	診療所病床設置許可申請書（様式第2号）	2	省令第1条第5項の申請書	診療所療養病床設置許可申請書（様式第2号）
3～18	省略		3～18	省略	
19	省令第31条の3の申請書	省略	19	省令第31条の2の申請書	省略
20	省令第31条の4の申請書	省略	20	省令第31条の3の申請書	省略

21	省令第31条の5の申請書	省略
22～24		
省略		

(手続の方法)

第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を提出することによって行うものとする。

項	左欄	右欄
1 省略		
2	法第7条第3項の変更許可	診療所病床設置許可事項変更許可申請書 (様式第26号)
3～8 省略		
9	法第46条の4第3項第4号の報告	医療法人不正行為等報告書 (様式第33号)
10	法第50条第3項の届出	医療法人定款 (寄附行為) 変更届出書 (様式第34号)
11	法第52条第1項の届出	医療法人事業報告書等届出書 (様式第35号)
12	法第55条第5項の届出	医療法人解散届出書 (様式第36号)
13～15 省略		
16	法第68条において準用する民法第77条第2項の届出	医療法人清算人就任届出書 (様式第40号)
17	法第68条において準用する民法第83条の届出	医療法人清算結了届出書 (様式第41号)
18 省略		
19	政令第3条の3の届出	診療所病床設置届出書 (様式第42号)
20 省略		
21	政令第4条第2項の届出	診療所病床設置許可 (届出) 事項変更届出書 (様式第44号)
22～24 省略		
25	政令第5条の12の届出	省略
26	政令第5条の13の届出	省略

21	省令第31条の4の申請書	省略
22～24		
省略		

(手続の方法)

第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を提出することによって行うものとする。

項	左欄	右欄
1 省略		
2	法第7条第3項の変更許可	診療所療養病床設置許可事項変更許可申請書 (様式第26号)
3～8 省略		
9	法第50条第3項の届出	医療法人定款 (寄附行為) 変更届出書 (様式第33号)
10	法第51条第1項の届出	医療法人決算届出書 (様式第34号)
11	法第55条第5項の届出	医療法人解散届出書 (様式第35号)
12	法第56条第2項又は第3項の認可	医療法人残余財産処分認可申請書 (様式第36号)
13～15 省略		
16	法第68条において準用する民法第59条第3号の報告	医療法人不正事実報告書 (様式第40号)
17	法第68条において準用する民法第77条第2項の届出	医療法人清算人就任届出書 (様式第41号)
18	法第68条において準用する民法第83条の届出	医療法人清算結了届出書 (様式第42号)
19 省略		
20 省略		
21	政令第4条第2項の届出	診療所療養病床設置許可事項変更届出書 (様式第44号)
22～24 省略		
25	政令第5条の7の届出	省略
26	政令第5条の8の届出	省略

(臨床研修修了登録証等の確認)

第5条 法、政令、省令及びこの規則の規定により、知事に書類を提出する場合において、臨床研修修了登録証、免許証又は再教育研修修了登録証を提示するときは、所轄の保健所長にその原本を提示して確認を受けなければならない。

様式第1号(第2条関係) 病院(診療所)開設許可申請書

省略	
開設者が臨床研修修了医師又は臨床研修修了歯科医師であるときは、その旨	
省略	
開設者が臨床研修修了医師又は臨床研修修了歯科医師以外の者であるときは、開設の目的及び維持の方法	
開設者が臨床研修修了医師又は臨床研修修了歯科医師であって現に病院若しくは診療所を開設し若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときは、その旨	
開設者が臨床研修修了医師又は臨床研修修了歯科医師であって、同時に2以上の病院又は診療所を開設しようとするものであるときは、その旨	
省略	

注1~4 省略

5 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)に掲げる書類は、当該書類に係る原本を提示する場合にあっては、添付を要しない。

(1) 開設者が臨床研修修了医師又は臨床研修修了歯科医師であるときは、臨床研修修了登録証(開設者が医師法(昭和23年法律第201号)第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合)にあっては、臨床研修修了登録証及び再教育研修修了登録証)の写し

(2) 開設者が医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第1条の14第2項に規定する者であるときは、次に掲げる事項を記載した書類及び汚水の排出に関する利害関係者の同意書の写し

ア~キ 省略

(3)・(4) 省略

6 省略

様式第2号(第2条関係) 診療所病床設置許可申請書

診療所病床設置許可申請書	
省略	
省略	
医師、看護師、その他の従業者の定員(一般病床のみに係る許可の申請の場合は、記載を要しない。)	
構造設備の概要(一般病床のみに係る許可の申請の場合は、記載を要しない)	省略

(免許証)の確認)

第5条 法、政令、省令及びこの規則の規定により、知事に書類を提出する場合において、免許証を提示するときは、所轄の保健所長にその原本を提示して確認を受けなければならない。

様式第1号(第2条関係) 病院(診療所)開設許可申請書

省略	
開設者が医師又は歯科医師であるときは、その旨	
省略	
開設者が医師又は歯科医師以外の者であるときは、開設の目的及び維持の方法	
開設者が医師又は歯科医師であって現に病院若しくは診療所を開設し若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときは、その旨	
開設者が医師又は歯科医師であって、同時に2以上の病院又は診療所を開設しようとするものであるときは、その旨	
省略	

注1~4 省略

5 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)に掲げる書類は、免許証を提示する場合にあっては、添付を要しない。

(1) 開設者が医師又は歯科医師であるときは、免許証の写し

(2) 開設者が医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第1条第2項に規定する者であるときは、次に掲げる事項を記載した書類及び汚水の排出に関する利害関係者の同意書の写し

ア~キ 省略

(3)・(4) 省略

6 省略

様式第2号(第2条関係) 診療所療養病床設置許可申請書

診療所療養病床設置許可申請書	
省略	
省略	
医師、看護師、その他の従業者の定員	
構造設備の概要	省略

い。)	
病床数及び病床の種類ごとの病床数並びに各病室の病床数	別紙のとおり
省略	

注1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)に掲げる書類は、一般病床のみに係る許可の申請の場合にあっては、添付を要しない。

(1)・(2) 省略

(3) 省略

様式第6号(第2条、様式第1号、様式第27号関係) 病院(診療所・助産所)開設者管理免除許可申請書

省略

注1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 管理者にしようとする者の臨床研修修了登録証若しくは医師免許証若しくは歯科医師免許証の写し又は助産師免許証の写し若しくは助産婦名簿の謄本

(2) 省略

様式第8号(第2条関係) 地域医療支援病院業務報告書

省略			
省略	地域医療支援病院紹介率	%	省略
	地域医療支援病院逆紹介率	%	
	省略		
	他の病院又は診療所に紹介した患者の数(D)		省略
省略			

注1~3 省略

4 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、DをCで除して得た数に100を乗じて得た数(小数点以下1位未満を切り捨てること。)を記載すること。

5 医療法(昭和23年法律第205号)第4条第1項の承認を受けた際、地域医療支援病院紹介率が60パーセント以上80パーセント未満の病院にあっては、当該承認後2年間で地域医療支援病院紹介率を80パーセント以上とするための具体的な年次計画を併せて提出すること。ただし、地域医療支援病院紹介率が60パーセントを上回り、かつ、地域医療支援病院逆紹介率が30パーセントを上回る病院にあっては、提出を要しない。

6 省略

7 省略

様式第18号(第2条、様式第19号 様式第21号関係) 医療法人設立認可申請書

省略	
理事長	の氏名
省略	

療養病床の病床数及び療養病床に係る各病室の病床数	
省略	

注1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1)・(2) 省略

(3) 歯科医業を行う診療所であって、歯科技工室を設けようとするときは、その構造設備の概要を記載した書類

(4) 省略

様式第6号(第2条、様式第1号、様式第27号関係) 病院(診療所・助産所)開設者管理免除許可申請書

省略

注1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 管理者にしようとする者の医師免許証若しくは歯科医師免許証の写し又は助産師免許証の写し若しくは助産婦名簿の謄本

(2) 省略

様式第8号(第2条関係) 地域医療支援病院業務報告書

省略			
省略	地域医療支援病院紹介率	%	省略
	省略		
	他の病院又は診療所に紹介した患者の数		省略
省略			

注1~3 省略

4 医療法(昭和23年法律第205号)第4条第1項の承認を受けた際、地域医療支援病院紹介率が60パーセント以上80パーセント未満の病院にあっては、当該承認後2年間で地域医療支援病院紹介率を80パーセント以上とするための具体的な年次計画を併せて提出すること。

5 省略

6 省略

様式第18号(第2条、様式第19号 様式第21号関係) 医療法人設立認可申請書

省略	
代表理事の氏名	
省略	
持分の定めの有無	

注 1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1)・(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 法第42条第4号又は第5号 _____ に掲げる業務を行おうとする医療法人にあっては、当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面及びその者（介護老人保健施設にあっては、臨床研修修了医師が管理者となる場合に限る。）の臨床研修修了登録証（その者が医師法（昭和23年法律第201号）第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合）にあっては、臨床研修修了登録証及び再教育研修修了登録証）の写し

(12) 省略

3～5 省略

様式第22号（第2条、様式第19号関係） 医療法人定款（寄附行為）変更認可申請書

省略

注 1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1)・(2) 省略

(3) 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が新たに病院、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に係るものであるときは、次に掲げる書類

注 1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1)・(2) 省略

(3) 出資申込書又は寄附申込書の写し

(4) 省略

(5) 省略

(6) 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあっては、当該医療法人の資産が医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の34第1項に規定する要件に適合していることを証する書類

(7) 省略

(8) 法第42条第1項第5号又は第6号に掲げる業務を行おうとする医療法人にあっては、当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面及びその者の免許証

_____の写し

(14) 当該医療法人が、法第42条第2項に規定する特別医療法人に該当する場合にあっては、次に掲げる書類

ア 医療法施行規則第30条の35第1項各号に規定する要件に適合していることを証する書類

イ 法第42条第2項に規定する厚生労働大臣が定める業務を行おうとする医療法人にあっては、当該業務の概要及び運営方法を記載した書類

(15) 省略

3～5 省略

様式第22号（第2条、様式第19号関係） 医療法人定款（寄附行為）変更認可申請書

省略

注 1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1)・(2) 省略

(3) 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が新たに病院、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に係るものであるときは、次に掲げる書類

ア 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあっては、当該医療法人の資産が医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の34第1項に規定する要件に適合していることを証する書類（新たに病院又は介護老人

ア 省略

イ 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面及びその者の臨床研修登録証（その者が医師法（昭和23年法律第201号）第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合にあっては、臨床研修登録証及び再教育研修登録証）の写し

ウ 省略

(4) 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が法第42条各号に掲げる業務を行う場合に係るものであるときは、次に掲げる書類

ア 法第42条第4号又は第5号に掲げる業務を行おうとする医療法人にあっては、当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類

イ 省略

(5) 定款又は寄附行為の変更が、社会医療法人である医療法人が法第42条の2第1項の収益業務を行う場合に係るものであるときは、次に掲げる書類

ア 収益業務の概要及び運営方法を記載した書類

イ 省略

(6)・(7) 省略

3 省略

様式第24号（第2条関係） 医療法人合併認可申請書

省略		
省略	省略	
	理事長の氏名	
	省略	

注 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(7) 省略

(8) 合併後存続する医療法人又は合併によって設立する医療法人について、次に掲げる書類

ア 省略

イ 省略

ウ 省略

(9) 省略

様式第26号（第3条関係） 診療所病床設置許可事項変更許可申請書

診療所病床設置許可事項変更許可申請書	
省略	

保健施設を開設しようとする場合に限る。)

イ 省略

ウ 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面及び医師又は歯科医師の免許証

の写し

エ 省略

(4) 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が法第42条第1項各号に掲げる業務を行う場合に係るものであるときは、次に掲げる書類

ア 法第42条第1項第5号又は第6号に掲げる業務を行おうとする医療法人にあっては、当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類

イ 省略

(5) 定款又は寄附行為の変更により、当該法人が法第42条第2項に規定する特別医療法人に該当することとなる場合にあっては、次に掲げる書類

ア 医療法施行規則第30条の35第1項各号に規定する要件に適合していることを証する書類

イ 法第42条第2項に規定する厚生労働大臣が定める業務を行おうとする医療法人にあっては、当該業務の概要及び運営方法を記載した書類

ウ 省略

(6)・(7) 省略

3 省略

様式第24号（第2条関係） 医療法人合併認可申請書

省略		
省略	省略	
	代表理事の氏名	
	省略	

注 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(7) 省略

(8) 合併後存続する医療法人又は合併によって設立する医療法人について、次に掲げる書類

ア 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあっては、当該医療法人の資産が医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の34第1項に規定する要件に適合していることを証する書類

イ 省略

ウ 省略

エ 省略

(9) 省略

様式第26号（第3条関係） 診療所療養病床設置許可事項変更許可申請書

診療所療養病床設置許可事項変更許可申請書	
省略	

省略

注 省略

様式第27号（第3条関係） 開設届出書

様式第27号（その1）

省略		
省略	省略	
	一般病床	省略
	省略	
省略		

注1～3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)から(3)までに掲げる書類は、当該書類に係る原本を提示する場合にあっては、添付を要しない。

(1) 開設者の臨床研修修了登録証（開設者が医師法（昭和23年法律第201号）第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合にあっては、臨床研修修了登録証及び再教育研修修了登録証）の写し

(2) 管理者の臨床研修修了登録証の写し

(3) 診療に従事する医師又は歯科医師の免許証の写し

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

5 省略

様式第27号（その2）

省略		
嘱託医師又は医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）第15条の2第2項の病院若しくは診療所	氏名又は名称	
	住所	
省令第15条の2第3項の嘱託する病院又は診療所	名称	
	住所	

注1～3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)に掲げる書類は、免許証を提示する場合にあっては、添付を要しない。

(1) 開設者、管理者及び業務に従事する助産師の免許証の写し

(2) 分娩を取り扱う助産所を開設した場合にあっては、次に掲げる書類

ア 省令第15条の2第1項の医師に嘱託した旨の書類及び当該医師の免許証の写し又は同条第2項の病院若しくは診療所が診療科名中に産科若しくは産婦人科を有する旨の書類及び当該病院若しくは診療所に対し、同項に規定する嘱託を行った旨の書類

イ 省令第15条の2第3項の嘱託する病院又は診療所に嘱託した旨の書類

省略

注 省略

様式第27号（第3条関係） 開設届出書

様式第27号（その1）

省略		
省略	省略	
	その他病床	省略
	省略	
省略		

注1～3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)に掲げる書類は、免許証を提示する場合にあっては、添付を要しない。

(1) 開設者、管理者及び診療に従事する医師又は歯科医師の免許証の写し

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

5 省略

様式第27号（その2）

省略		
嘱託医師	氏名	
	住所	

注1～3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)に掲げる書類は、免許証を提示する場合にあっては、添付を要しない。

(1) 開設者、管理者及び業務に従事する助産師及び嘱託医師の免許証の写し

(2) 嘱託医師となる旨の承諾書

(3)・(4) 省略

5 省略

様式第34号

様式第35号(第3条関係) 医療法人事業報告書等届出書

医療法人事業報告書等届出書	
省略	
会計年度	省略
省略	

注 1 資産の総額欄には、貸借対照表上の純資産額を記載すること。

2 次に掲げる書類及びその副本を添付すること。

- (1) 事業報告書
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 監事の監査報告書
- (6) 社会医療法人にあっては、医療法(昭和23年法律第205号)第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類
- (7) 社会医療法人債発行法人にあっては、次の書類
 - ア 純資産変動計算書
 - イ キャッシュ・フロー計算書
 - ウ 附属明細表
- (8) 社会医療法人債発行法人である社会医療法人にあっては、公認会計士又は監査法人の監査報告書

3 2の規定にかかわらず、2(6)に掲げる書類のうち医療法第42条の2第1項第1号から第4号まで及び第6号の要件に該当する旨を説明する書類にあっては、その副本の添付を要しない。

様式第36号(第3条関係) 医療法人解散届出書

省略	
理事長	の氏名
省略	

注 省略

様式第40号

様式第41号

様式第44号(第3条関係) 診療所病床設置許可(届出)事項変更届出書

診療所病床設置許可(届出)事項変更届出書	
省略	

注 1 不要の文字は、抹消すること。

2 省略

3 省略

様式第45号(第3条関係) 診療所(助産所)開設届出事項変更届出書

省略	
住所 _____	

開設者	
氏名 _____	
_____ ㊦	

(3)・(4) 省略

5 省略

様式第33号

様式第34号(第3条関係) 医療法人決算届出書

医療法人決算届出書	
省略	
決算の期間	省略
省略	

注 次に掲げる書類及びその副本を添付すること。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略

様式第35号(第3条関係) 医療法人解散届出書

省略	
代表理事	の氏名
省略	

注 省略

様式第41号

様式第42号

様式第44号(第3条関係) 診療所療養病床設置許可事項変更届出書

診療所療養病床設置許可事項変更届出書	
省略	

注

1 省略

2 省略

様式第45号(第3条関係) 診療所(助産所)開設届出事項変更届出書

省略	
住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地)	

開設者	
氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名) _____ ㊦	

省略

注 1 省略

2 _____ 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

様式第46号（第3条関係） 病院（診療所・助産所）開設届出書

省略		
助産所の嘱託医師又は医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）第15条の2第2項の病院若しくは診療所	氏名又は名称	
	住 所	
助産所の省令第15条の2第3項の嘱託する病院又は診療所	名 称	
	住 所	

注 1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)及び(2)に掲げる書類は、当該書類に係る原本を提示する場合には、添付を要しない。

(1) 管理者の臨床研修登録証又は免許証の写し

(2) 診療に従事する医師又は歯科医師の免許証の写し又は業務に従事する助産師の免許証の写し

(3) 分娩を取り扱う助産所を開設した場合には、次に掲げる書類

ア 省令第15条の2第1項の医師に嘱託した旨の書類及び当該医師の免許証の写し又は同条第2項の病院若しくは診療所が診療科名中に産科若しくは産婦人科を有する旨の書類及び当該病院若しくは診療所に対し、同項に規定する嘱託を行った旨の書類

イ 省令第15条の2第3項の嘱託する病院又は診療所に嘱託した旨の書類

(4) 省略

様式第47号（第3条関係） 病院（診療所・助産所）開設届出事項変更届出書

省略

注 1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)に掲げる書類は、免許証を提示する場合には、添付を要しない。

(1) 省略

(2) 分娩を取り扱う助産所の嘱託医師等を変更した場合は、次に掲げる書類のうち変更した事項に係る書類

ア 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第15条の2第1項の医師に嘱託した旨の書類及び当該医師の免許証の写し又は同条第2項の病院若しくは診療所が診療科名中に産科若しくは産婦人科を有する旨の書類及び当該病院若しくは診療所に対し、同項に規定する嘱託を行った旨の書類

省略

注 1 省略

2 開設者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

様式第46号（第3条関係） 病院（診療所・助産所）開設届出書

省略		
助産所の嘱託医師	氏 名	
	住 所	

注 1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1) _____ に掲げる書類は、免許証 _____ を提示する場合には、添付を要しない。

(1) 開設者、管理者並びに診療に従事する医師若しくは歯科医師又は業務に従事する助産師及び助産所の嘱託医師の免許証の写し

(2) 助産所において、嘱託医師となる旨の承諾書

(3) 省略

様式第47号（第3条関係） 病院（診療所・助産所）開設届出事項変更届出書

省略

注 1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)に掲げる書類は、免許証を提示する場合には、添付を要しない。

(1) 省略

(2) 助産所の嘱託医師の変更にあつては、嘱託医師となる旨の承諾書（嘱託医師の住所又は氏名に変更があつた場合を除く。）

イ 医療法施行規則第15条の2第3項の嘱託する病院又は
診療所に嘱託した旨の書類

(3) 省略

様式第50号(第6条関係) 病院(診療所・助産所)台帳
(表)

省略	
病床数及び病室数	省略 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">一 般 病 床</div>
省略	

(裏) 省略

(3) 省略

様式第50号(第6条関係) 病院(診療所・助産所)台帳
(表)

省略	
病床数及び病室数	省略 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">一 般 (そ の 他) 病 床</div>
省略	

(裏) 省略

第2条 医療法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第32号の次に次の1様式を加える。

様式第33号（第3条関係） 医療法人不正行為等報告書

医療法人不正行為等報告書	
年 月 日	
愛媛県知事	様
	住所
	監事
	氏名 ㊟
医療法人の名称	
主たる事務所の所在地	
不正の行為等	
発見年月日	年 月 日

注1 記名押印に代えて署名することができる。

2 不正の行為等があることを証する書類の写しを添付すること。

様式第36号を削る。

様式第40号を削る。

様式第41号の次に次の1様式を加える。

様式第42号（第3条関係） 診療所病床設置届出書

診療所病床設置届出書	
年 月 日	
愛媛県知事	様
開設者	
住所（法人にあっては、 主たる事務所の所在地）	
氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）	
⑩	
診療所の名称	
所在の場所	
病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数	別紙のとおり
設置年月日	年 月 日

注1 開設者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示し、病床については病室ごとに病床の種別及び病床数を明示し、並びに内法による測定で廊下の幅を明示すること。なお、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号）附則第4条に規定する既存診療所内の患者が使用する廊下の幅については、括弧書きで記載すること。）

(2) その他知事が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第12条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の医療法（昭和23年法律第205号）第51条第1項の届出の手続については、同項の規定がなおその効力を有する間は、第1条の規定による改正前の医療法施行細則第3条10の項及び様式第34号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「法」とあるのは、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第12条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の法」とする。
- 3 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第10条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の医療法第56条第2項又は第3項の認可の手続については、これらの項の規定がなおその効力を有する間は、第1条の規定による改正前の医療法施行細則第3条12の項及び第2条の規定による改正前の医療法施行細則様式第36号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「法」とあるのは、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第10条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の法」とする。
- 4 この規則施行の際現に改正前の医療法施行細則の規定により提出し、又は備えられている書類は、改正後の医療法施行細則の規定により提出し、又は備えられた書類とみなす。

告 示

○愛媛県告示第1633号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成19年10月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 年 月 定 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810200257	有限会社ワードアイ	今治市東村五丁目8番35号	井 出 純 司	居宅介護	おかげさん	今治市東村五丁目8番35号	平成19年10月2日
3810200257	有限会社ワードアイ	今治市東村五丁目8番35号	井 出 純 司	重度訪問介護	おかげさん	今治市東村五丁目8番35号	平成19年10月2日

○愛媛県告示第1634号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成19年10月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
マルヨシセンター糟店	松山市古川北四丁目513-1	大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社マルヨシセンター 代表取締役 嵯峨山由範	株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹文彰	平成19年5月30日	平成19年10月11日
マルヨシセンター山越店	松山市山越三丁目77番2地他					
マルヨシセンター余戸店	松山市余戸東一丁目89番地1他					

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1635号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年10月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 年 月 日
マルヨシセンター新居浜店	新居浜市寿町甲4243外	大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社マルヨシセンター 代表取締役 嵯峨山由範	株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹文彰	平成19年 5月30日	平成19年 10月11日
マルヨシセンター新居浜東店	新居浜市田の上一丁目甲1096番1外					

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1636号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年10月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 年 月 日
マルヨシセンター西条店	西条市喜多川字土居部394番地外	大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社マルヨシセンター 代表取締役 嵯峨山由範	株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹文彰	平成19年 5月30日	平成19年 10月11日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1637号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに伊予市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成19年10月26日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
マルヨシセンター伊予店	伊予市下吾川1031他	大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社マルヨシセンター 代表取締役 嵯峨山由範	株式会社マルヨシセンター 代表取締役 佐竹文彰	平成19年 5月30日	平成19年 10月11日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに伊予市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1638号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年10月26日

愛媛県知事 加戸守行

1 解除予定保安林の所在場所

東温市河之内字中山甲2726の1、字郷ノ助乙1371の27、字ハズガ峠乙1468の7、乙1468の12、字古峠乙1475の29、乙1475の33、乙1475の34、乙1477の3、乙1482の5（以上9筆国有林）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

電気工作物施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1640号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年10月26日

愛媛県知事 加戸守行

1 解除予定保安林の所在場所

西予市宇和町皆田778の2（国有林）、777の2

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第1639号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年10月26日

愛媛県知事 加戸守行

1 解除予定保安林の所在場所

東温市山之内字西河原樋乙1278の1（次の図に示す部分に限る。）、乙1284の10、字岡乙1296の2、乙1304の3

○愛媛県告示第1641号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年10月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所
新居浜市船木字マタニ乙2の3（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所
西条市小松町妙口字池ノ谷乙2の13、乙2の15から乙2の63まで、乙2の76、乙2の89、乙2の97から乙2の133まで、乙2の157、乙2の161から乙2の164まで、乙2の171、字地藏谷口乙49の11から乙49の13まで、乙49の15から乙49の55まで、乙49の57から乙49の74まで、乙49の76から乙49の85まで、乙49の87、乙49の95から乙49の144まで、乙49の146から乙49の149まで、乙49の151から乙49の155まで、乙49の157から乙49の162まで
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備

- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1642号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の第2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成19年10月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

区 域	区 分
深浦区域（愛南漁業協同組合の地区のうち、旧深浦漁業協同組合の地区）	主としてまき網を使用して営む漁業
深浦区域（愛南漁業協同組合の地区のうち、旧深浦漁業協同組合の地区）	(1)から(3)までに掲げる漁業以外の漁業

○愛媛県告示第1643号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年10月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	蕪崎土居線	四国中央市土居町中村1103番5から同町中村1102番1まで	平成19年10月26日

○愛媛県告示第1644号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年10月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	上分三島線	四国中央市三島中央五丁目字青木1507番4から同字1499番4まで	平成19年10月26日

○愛媛県告示第1645号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年10月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	興居島循環線	松山市由良町434番2から 同町乙283番8まで	平成19年10月26日

○愛媛県告示第1646号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年10月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中山伊予線	伊予市平岡字八ノラ谷280番9から 同字八ノラ谷280番12まで	平成19年10月26日

○愛媛県告示第1647号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年10月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	砥部伊予松山線	伊予郡砥部町七折595番から 同町七折581番3まで	旧	メートル 52～14.0	キロメートル 0.118	
			新	82～78.3	0.105	

○愛媛県告示第1648号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年10月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	砥部伊予松山線	伊予郡砥部町七折595番から 同町七折581番3まで	平成19年10月26日

○愛媛県告示第1649号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年10月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	197号	八幡浜市保内町喜木1番耕地853番1から 同町喜木1番耕地62番1まで	旧	メートル 45.0~64.5	キロメートル 0.435	
			新	34.0~64.5	0.435	

○愛媛県告示第1650号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年10月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	柳沢新谷停車場線	大洲市喜多山字中組丁352番2	旧	メートル 13.9~14.6	キロメートル 0.010	
			新	19.8~20.5	0.010	

○愛媛県告示第1651号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年10月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲長浜線	大洲市春賀甲177番1地先から 同市春賀甲34番1地先まで	旧	メートル 10.2~10.3	キロメートル 0.246	
			新	10.2~14.4	0.246	

○愛媛県告示第1652号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年10月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	大洲市河辺町植松333番3から 同町植松328番6まで	旧	メートル 5.0~21.0	キロメートル 0.169	
			新	15.7~34.3	0.169	

○愛媛県告示第1653号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年10月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	喜多郡内子町南山429番2	平成19年10月26日

○愛媛県告示第1654号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年10月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伊延東多田線	西予市宇和町河内190番4から 同町河内171番3地先まで	平成19年11月2日

○愛媛県告示第1655号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年10月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	441号	西予市野村町野村12号749番2から 同町野村12号693番2まで	平成19年10月26日

○愛媛県告示第1656号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年10月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	玉津港線	宇和島市吉田町白浦2033番13から 同町白浦1838番6まで	旧	メートル 43～21.0	キロメートル 0.235	
			新	12.0～21.0	0.235	

○愛媛県告示第1657号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年10月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	玉津港線	宇和島市吉田町白浦2033番13から 同町白浦1838番6まで	平成19年10月26日

○愛媛県告示第1658号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年10月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	後柿之浦線	宇和島市津島町成字菊駄馬12番12から 同字12番13まで	旧	メートル 10.4～20.6	キロメートル 0.024	
			新	20.6～41.5	0.024	

○愛媛県告示第1659号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年10月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	後柿之浦線	宇和島市津島町成字菊駄馬12番12から 同字12番13まで	平成19年10月26日

○愛媛県告示第1660号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年10月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	後柿之浦線	宇和島市津島町須下字橋137番1地先から 同字69番2まで	旧	メートル 3.1～4.0	キロメートル 0.074	
			新	4.5～12.8	0.074	

○愛媛県告示第1661号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年10月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	後柿之浦線	宇和島市津島町須下字橋137番1地先から 同字69番2まで	平成19年10月26日

○愛媛県告示第1662号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成19年10月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定 番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	指 定 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
松第 97号	松山市星岡五丁目12番地11	白 川 明 彦	松山市星岡五丁目12番地11	平成19年10月11日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年10月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地（建付地）の売払い

(2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

所 在 地	土 地		建 物	
	地 目	地 積	構 造	床 面 積
東温市田窪字外分2155番 6	宅 地	499.80m ²	鉄筋コンクリート造 陸屋根 2 階建	241.92m ²

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成19年10月26日（金）から11月26日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8 時30分から午後 5 時30分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 （089）912 2558

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵便等による提出の取扱い

郵便等による提出の場合は、平成19年11月26日（月）午後 5 時30分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書、入札参加申込書の交付場所及び問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成19年11月12日（月）午前10時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成19年12月10日（月）午前10時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目 4 - 2
愛媛県庁第二別館 5 階第 3 会議室

- (3) 入札書の提出方法
持参により提出すること。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札に際しては、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。
イ 契約に際しては、契約金額の10分の 1 以上の契約保証金を納付しなければならない。
- (3) 入札の無効
2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 売り払う土地の用途制限
ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。
イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。
ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。
- (7) その他
詳細は、入札心得書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。
平成19年10月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
土地の売払い
- (2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

物件番号	所在地	地目	地積
1	南宇和郡愛南町御荘平城2948番1	宅 地	278.09㎡
2	南宇和郡愛南町御荘平城2959番2	宅 地	146.69㎡
	南宇和郡愛南町御荘平城3060番1	宅 地	133.36㎡

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当しない者であること。
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成19年10月26日（金）から12月 6 日（木）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8 時30分から午後 5 時30分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
電話 （089）912 2558

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵便等による提出の取扱い

郵便等による提出の場合は、平成19年12月 6 日（木）午後 5 時30分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書、入札参加申込書の交付場所及び問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

物件番号	日時
1	平成19年11月15日(木)午後1時
2	

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

物件番号	日時
1	平成19年12月20日(木)午後1時
2	平成19年12月20日(木)午後2時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城3048

愛媛県宇和島地方局愛南庁舎 2階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地

を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年10月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

総合情報システムの借入れ

(2) 借入物品名及び数量

総合情報システム1式(使用にあたり必要な付帯装置、搬入、据付け、調整、設置等1式を含む)

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成20年3月1日から平成26年2月28日まで

(5) 借入場所

愛媛県立子ども療育センター

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成18年度及び平成19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県立子ども療育センター事務局

〒791 0212

愛媛県東温市田窪2135番地

電話 (089)955 5530

- (2) 入札書の受領期限
平成19年12月5日(水)10時
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成19年12月5日(水)10時
愛媛県立子ども療育センター1階会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条の規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札書の提出に先立って提出しなければならない。
なお、愛媛県立子ども療育センター所長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると愛媛県立子ども療育センター所長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他
詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be leased: General information system, 1 set
 - (2) Time limit of tender: 10:00 a.m., 5 December 2007
 - (3) For further information, please contact: Secretariat, Ehime Rehabilitation Center for Children, 2135 Tanokubo, Toon, Ehime 791 0212 Japan
TEL 089 955 5530

○公告

准看護師試験の施行について

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により、平成19年度准看護師試験を次のとおり施行する。

平成19年10月26日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 試験の場所
松山市道後町二丁目11-14
愛媛看護研修センター
- 2 試験の日時
平成20年2月9日(土)13時00分
- 3 試験願書の提出期間
平成20年1月11日(金)から1月18日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 4 受験願書の請求先及び提出先
〒790 8570
松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県保健福祉部管理局保健福祉課医療対策室

○公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年10月26日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年10月17日	特定非営利活動法人 グループホームしいのみ	村上康彦	愛媛県松山市緑町一丁目7番地15号	本法人は、高齢者や心身に障害のある人等の個性を大切に福祉・介護保険事業の運営をはじめ、認知症に関する情報の提供を行うことにより、高齢者や心身に障害のある人等が安心して暮らせ、人間としての尊厳が保持される社会の実現に寄与することを目的とする。

○公告

採石業務管理者試験の合格者の発表について

平成19年10月12日に実施した採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。

平成19年10月26日

愛媛県知事 加戸守行

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
4	6	11	15
21			

正 誤

○正 誤

平成19年10月9日付け第1903号中

ページ	箇 所	誤	正
1105	目次欄 上から6行目	保安林予定森林	解除予定保安林